盛土や切土等の行為には、

「許可・届出」の手続きが必要となります

～ある日のモリオくんとキリコちゃんの会話～

モリオくん

キリコちゃんに相談があるんだけど、
実は、知り合いの業者さんが困ってるみたいで…
僕が持ってる使ってない土地を貸そうかなって考えてるんだ～
工事で出た土砂を置く場所に使いたいみたい！

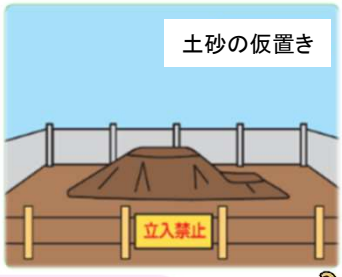

キリコちゃん

モリオくん、ちょっと待って！それ本当に大丈夫？？
一定規模以上の盛土・切土行為や、土砂を一時的に置く行為は、
許可や届出の手続きを踏んで、安全に行わないといけないんだよ！

でも僕は土地を貸すだけだよ？もしきちんと手続きしてなくても、
それは借りた業者さんの責任だよね？

業者さんだけじゃないよ！
土地の所有者も責任を問われることになるんだから！
許可・届出をしたかどうかを業者さんにしっかり確認しなきゃ！

ええ！？そうなの！？土地を貸しているだけの僕にも責任がある
のか…ちょっと業者さんに確認してみよう…

Q いつから許可や届出がいるの？

A 令和7年度からを予定しています。詳しい日程は、今後、県のホームページ等でお知らせします。

Q 盛土等ができなくなる？

A 盛土等ができなくなるものではありません。事前に許可・届出の手続きが必要となるものです。

Q どのような行為が対象になる？

A 一定規模以上の「盛土」や「切土」、「一時的な土石の堆積」が対象となります。

例えば ・農地に盛土をして宅地にする
・盛土・切土をして山に太陽光パネルを設置する
・土捨て場をつくる
・農地を土砂の一時的な保管場所として貸し出し、土砂を置く
などです。

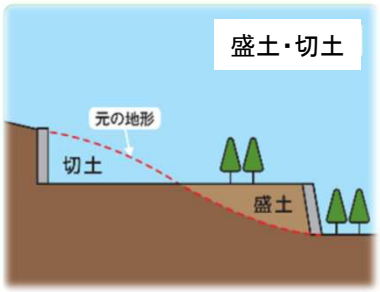

【盛土規制法】

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを受け、令和5年5月に「盛土規制法」が施行されました。

✓お住まいの土地、所有されている土地、農地、山などに一定規模以上の盛土等を行う場合には、あらかじめ**許可・届出**が必要となります。

✓盛土等が行われた土地では、**土地所有者等**が盛土等を常に**安全に保つ責務**があります。

【お問い合わせ】
八代市 建設政策課
電話 ：0965-33-4116
電子メール ：kensetsu@city.yatsushiro.lg.jp

市ホームページ　県ホームページ　国交省ホームページ

イラストについては国土交通省パンフレットより引用